

福岡県医発第1477号(保)

平成16年11月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて

今般、発生した新潟県中越地震による被災に関して以下の2つの「事務連絡」が平成16年11月4日付けで、厚生労働省保険局医療課から、地方社会保険事務局、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)宛に発出された旨日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

事務連絡A：被災に関する診療報酬の請求等の事務の取扱いを示した「新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い」(※ 公費負担医療についても取扱いは同様である旨、公費負担医療所管部局(新潟県単独公費医療を除く)と調整済み。また、本事務連絡は保険医療機関等における留意事項であり、審査・支払事務に係る留意点等の今後の取扱いについては、追って事務連絡等が出される予定。)

事務連絡B：被災に伴う保険診療関係等の取扱いを示した「新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」

なお、

- 1) 被災者の一部負担金や保険料につきましては、国民健康保険法では保険者が、老人保健では市町村長が減免措置等を講じることができることになっており、平成16年10月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「新潟県中越地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて」及び厚生労働省保険局総務課老人医療企画室事務連絡「新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて」により、被災者の被害状況に応じて適切な措置を行うよう新潟県福祉保健部医薬国保課宛に要請されておりますので、ご連絡いたします。
- 2) 下記について会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



記

【新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い】

1. 被災者に対する保険診療について（全国共通）

新潟県中越地震による被災者が被保険者証や健康手帳等を家に残したまま避難している等の理由により、保険医療機関に提示できないことが考えられます。この場合、社会保険（各共済組合も含む）の場合は、①患者の氏名、②生年月日、③事業所名を、国民健康保険及び老人医療受給者の場合は、①患者の氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行っていただくよう、新潟県下の各保険医療機関に対してご協力をお願いして参りました。（事務連絡Bの別紙参照）

しかしながら、避難等が長期化するおそれもあり、被災者の方々が被災地以外に避難する等、全国的に被災者が散在することが考えられます。被災者が新潟県以外の保険医療機関で受診する場合におきましても、事務連絡Bにより、上記取扱いと同様である旨が示されております。（一部負担金が減免されている患者が市町村長等から発行された「証明書」等を持参してきた場合には、一部負担金の徴収について考慮をお願いします。）したがって、新潟県以外の都道府県医師会におかれましても、ご協力を賜われますようお願いするとともに、貴会会員に周知方お願い申し上げます。

事務連絡（保106）

平成16年11月5日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 原 謙



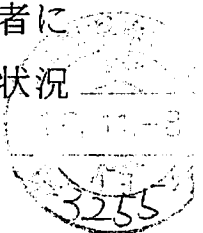
新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて

今般、発生した新潟県中越地震による被災に関して以下の2つの「事務連絡」が平成16年11月4日付けで、厚生労働省保険局医療課から、地方社会保険事務局、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)宛に発出されましたので、下記のようにご連絡申し上げます。

事務連絡A： 被災に関する診療報酬の請求等の事務の取扱いを示した「新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い」（※ 公費負担医療についても取扱いは同様である旨、公費負担医療所管部局（新潟県単独公費医療を除く）と調整済み。また、本事務連絡は保険医療機関等における留意事項であり、審査・支払事務に係る留意点等の今後の取扱いについては、追って事務連絡等が出される予定。）

事務連絡B： 被災に伴う保険診療関係等の取扱いを示した「新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」

なお、被災者の一部負担金や保険料につきましては、国民健康保険法では保険者が、老人保健では市町村長が減免措置等を講じることができることになっており、平成16年10月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課 事務連絡「新潟県中越地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて」及び厚生労働省保険局総務課 老人医療企画室 事務連絡「新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて」により、被災者の被害状況



に応じて適切な措置を行うよう新潟県福祉保健部医薬国保課宛に要請させておりますので、ご連絡いたします。

記

【新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い】

1. 被災者に対する保険診療について（全国共通）

新潟県中越地震による被災者が被保険者証や健康手帳等を家に残したまま避難している等の理由により、保険医療機関に提示できないことが考えられます。この場合、社会保険（各共済組合も含む）の場合は、①患者の氏名、②生年月日、③事業所名を、国民健康保険及び老人医療受給者の場合は、①患者の氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行っていただくよう、新潟県下の各保険医療機関に対してご協力をお願いして参りました。（事務連絡Bの別紙参照）

しかしながら、避難等が長期化するおそれもあり、被災者の方々が被災地以外に避難する等、全国的に被災者が散在することが考えられます。被災者が新潟県以外の保険医療機関で受診する場合におきましても、事務連絡Bにより、上記取扱いと同様である旨が示されております。（一部負担金が減免されている患者が市町村長等から発行された「証明書」等を持参してきた場合には、一部負担金の徴収について考慮をお願いします。）したがって、新潟県以外の都道府県医師会におかれましても、ご協力を賜われますようお願いするとともに、貴会会員に周知方お願い申し上げます。

2. 平成16年10月診療分に係る診療報酬の請求等について

- （1）医療機関が、今回の地震による被災によって診療録（カルテ）等を滅失または棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為を十分把握することが困難な場合、11月15日までに届け出すれば、下記「3. 概算請求による請求を行う場合の取扱いについて」により概算請求を行うことができる。

①10月23日以前の診療分

⇒ 概算請求できる

② 10月24日以降の診療分

⇒ 原則は通常の方法で請求する

⇒ 災害救助法適用地域に所在する医療機関は、診療録等の滅失・
棄損に関係なく概算請求できる（10月診療分は1か月分概算請
求できる）

（2）（1）以外の場合は下記「4. 通常の方法による請求を行う場合の
取扱いについて」により、診療報酬の請求を行う。

3. 概算請求による請求を行う場合の取扱いについて

（1）概算請求を選択する保険医療機関等は、やむを得ない事情がある場
合を除き、11月15日までに概算による請求を選択する旨、各審査
支払機関に届け出る。（届出書は事務連絡Aの別紙1）

（2）診療報酬の算出方法（概算）

原則として平成16年6月から8月分の診療報酬支払実績により、
①又は②により算出し、それを合計して支払うこととなるため、各保
険医療機関等においては、事務連絡Aの別紙1により、当該保険医療
機関等の平成16年10月の入院、外来別の診療実日数を併せて届け
出る。（※ 当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、
別途行政側が保険医療機関と調整する。（個別対応））

なお、保険薬局、老人訪問看護ステーションまたは訪問看護ステー
ションについては、外来分として取り扱う。

① 入院分

$$\begin{array}{rcl} & 6 \sim 8 \text{ 月入院分} & \\ & \text{診療報酬等支払額} & \\ \hline & 92 \text{ 日} & \end{array} \times \begin{array}{l} 10 \text{ 月の入院診療} \\ \text{実日数} \end{array}$$

② 外来分

$$\begin{array}{rcl} & 6 \sim 8 \text{ 月外来分} & \\ & \text{診療報酬等支払額} & \\ \hline & 78 \text{ 日} & \end{array} \times \begin{array}{l} 10 \text{ 月の外来診療} \\ \text{実日数} \end{array}$$

- (3) 災害救助法適用地域以外の保険医療機関は、市町村長等から発行された罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出する。災害救助法適用地域に所在する医療機関については罹災証明書は必要ない。
- (4) 概算請求の範囲は、公費負担医療に係るものについても含まれる。ただし、地方単独事業分は除く。
- (5) 概算請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成16年10月分の診療報酬支払額を確定する。
(※ 確定後に、通常の方法で再請求できない。)

4. 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

11月提出分に係る診療報酬請求書の提出期限は、新潟県の災害救助法適用地域に所在する保険医療機関に限り、11月15日とする。また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

- ① 住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に請求する。
- ② 事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては、支払基金に請求する。
- ③ 老人医療受給者についても、所属する保険者を確認できるものについては、上記①②と同様の取扱いとする。（※ 国保と判明した場合は国保連、社保と判明した場合は支払基金、判明しない場合は国保連での扱いになる。）
- ④ 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせること等により、可能な限り保険者等を特定すること。

また、過去の診療経緯、被保険者証等の色（事務連絡Aの別紙2参照）、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定

する。

- ⑤ 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号（老人医療受給者の場合は保険者番号及び市町村番号）を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載する。

なお、被保険者証、被保険者手帳の記号・番号（老人医療受給者の場合は被保険者証、被保険者手帳の記号・番号及び老人医療の受給者番号）が確認できたものは記載する。確認できない場合は、明細書の欄外上部に赤色で（不詳）と記載する。

- ⑥ 上記④の方法により保険者等を特定できない場合は、住所又は事業所名（被用者保険の被保険者等である老人医療受給者の場合は住所及び可能な場合は事業所名）、確認している場合には連絡先（患者の避難先等）について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求する。

- ⑦ 平成16年10月28日付け事務連絡「新潟県中越地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて」及び「新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて」により、一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別様にして請求する。

なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で（災1）と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出する。

ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書（例：レセプト・コンピュータで作成する場合に分離することが困難な場合等）については、赤色で（災2）と記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載する。

- ⑧ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法につい

ては、国保連分については、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分については、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、一括して所定の事項を記載する。

- ⑨ 老人保健分に係る明細書であって、国民健康保険の被保険者であるか、それ以外の医療保険に係る被保険者等であるかが確認できないものの取扱いについては、当該確認できないものに係る明細書を一括して国保連に送付する。

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の⑦の方法により行う。

(4) 医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについて

指定医療機関等においては、以下の方法により診療報酬の請求を行う。

- ① 生活保護法の医療扶助を除いた公費負担医療については、指定医療機関等において、明細書に公費負担者番号を記載するとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審査支払機関に請求する。

ただし、公費負担医療の受給者番号が確認できた場合には、住所の記載は不要とし、受給者番号を記載する。

(※ 氏名欄の余白に住所を記載することができない場合には、明細書の上部欄外等に記載する)

- ② 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による「認定疾病医療」と「一般疾病医療」については、指定医療機関等において、どちらか特定できない場合が起こり得るが、どうしても特定が出来ない場合は、当該患者に係る明細書の上部左上空欄に赤色で**（原爆）**と記載し、審査支払機関に請求する。

- ③ 「生活保護法」の医療扶助については、原則、福祉事務所に必要事項を確認の上、①の取扱いによる。

- ④ 「水俣病総合対策の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給については、医療機関等において、明細書に公費負担者番号を記載するとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審

査支払機関に請求する。

ただし、公費負担医療の受給者番号が確認できた場合には、住所の記載は不要とし、受給者番号を記載する。

(5) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求、老人訪問看護療養費及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとする。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した医療機関に問い合わせを行う等により、保険者の確認を行うこととし、11月以降の調剤分については、住所又は事業所名（被用者保険の被保険者等である老人保健の医療受給者の場合は住所及び可能な場合は事業所名）を確認すること。

5. レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、磁気媒体に収録しないで「紙レセプト」により請求する。

6. 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、事務連絡Aの別紙3を参照されたい。

○請求できないもの

- 1) 災害救助法の適用となる医療（救護班として行った診療等）
所属団体の奉仕活動等として行った巡回診療等

○請求できるもの

- 1) 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合
- 2) 当該保険医療機関の患者が避難している場合で、患者の求めに応じて避難所等に赴いて診療を行った場合の往診料等
- 3) 仮設の医療機関等での診療行為
- 4) 上記以外については個別対応する

(添付資料)

1. 新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い
(平16.11.4 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)
2. 新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて
(平16.11.4 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

(参考)

1. 新潟県中越地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて
(平16.10.28 厚生労働省保険局国民健康保険課 事務連絡)
2. 新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて
(平16.10.28 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室 事務連絡)

写

事 務 連 絡

平成16年11月 4日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 殿
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 殿
都 道 府 県 老 人 医 療 主 管 部 (局)
老 人 医 療 主 管 課 (部) 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い

新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡は診療報酬の請求等の事務のうち、保険医療機関、保険薬局等において留意すべき事項をお知らせするものであり、審査・支払事務に係る留意点等の今後の取扱いについては、おって連絡することとしていること。

また、本取扱いについては、公費負担医療所管部局と調整済みであることを申し添える。

記

1 平成16年10月診療分に係る診療報酬の請求等について

平成16年10月診療分に係る診療報酬の請求等については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合を鑑み、(1)又は(2)の場合において下記2により概算請求を行うことができるものとする。

(1) 診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の地震により診療録等が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局、老人訪問看護ステーション又は訪問看護ステーションについては、平成16年10月23日以前の診療等分については概算による請求を行うこと。

この場合にあつて、同年10月24日以降に診療等を行ったときは、10月24日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

(2) 被災後に診療を行った場合の概算による請求

新潟県内の災害救助法適用地域に所在する医科に係る保険医療機関であつて、平成16年10月24日以降に診療を行ったものについては、1か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

(3) 通常の手続による請求を行う方法

上記(1)及び(2)による場合以外については、下記3に規定するところにより、診療報酬の請求を行うものとする。

2 概算請求による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、11月15日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関に届け出ること。

(2) 診療報酬の算出方法

原則として平成16年6月分から8月分の診療報酬支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関と調整する。）、①又は②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各保険医療機関においては、別紙1の様式により、当該保険医療機関等の平成16年10月の入院、外来別の診療実日数を合わせて届け出るものとする。

なお、保険薬局、老人訪問看護ステーション又は訪問看護ステーションについては外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\frac{\begin{array}{c} \text{6～8月入院分} \\ \text{診療報酬等支払額} \end{array}}{92} \times \begin{array}{c} \text{10月の入院診療} \\ \text{実日数} \end{array}$$

② 外来分

$$\frac{\begin{array}{c} \text{6～8月外来分} \\ \text{診療報酬等支払額} \end{array}}{78} \times \begin{array}{c} \text{10月の外来診療} \\ \text{実日数} \end{array}$$

(3) 上記1の(1)に該当する保険医療機関等であつて、上記1の(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出するものであること。

(4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても

含まれるものであること。

ただし、地方単独事業分は除くものであること。

- (5) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成16年10月分の診療報酬支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

11月提出分に係る診療報酬請求書の提出期限については、新潟県の災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関に限り、11月15日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

- (2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に請求するものとし、老人保健の医療受給者についても、所属する保険者を確認できるものについては同様の取扱いとすること。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせること等により、また、過去の診療経緯、被保険者証の色（別紙2参照）、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定すること。
- ② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号（老人保健の医療受給者の場合は保険者番号及び市町村番号）を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証、被保険者手帳の記号・番号（老人保健の医療受給者の場合は被保険者証、被保険者手帳の記号・番号及び老人医療の受給者番号）が確認できた場合については、当該記号・番号（老人医療の医療受給者の場合は当該記号・番号及び受給者番号）を記載することとし、当該記号・番号（老人医療の医療受給者の場合は当該記号・番号及び受給者番号）が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

- ③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあっては、住所又は事業所名（被用者保険の被保険者等である老人保健の医療受給者の場合は住所及び可能な場合は事業所名）、確認している場合には連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。
- ④ 「新潟県中越地震により被災した国民健康保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて」及び「新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて」により、一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を

別様にして請求すること。

なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。

ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤色で「災2」と記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載すること。

- ⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分については、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、一括して所定事項を記載すること。
- ⑥ 老人保健分に係る明細書であって、国民健康保険の被保険者であるかそれ以外の医療保険に係る被保険者等であるかが確認できないものの取扱いについては、当該確認できないものに係る明細書を一括して国保連に送付するものとする。
- (3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて
被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の④の方法により行うものとする。
- (4) 医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについて
指定医療機関等においては、以下の方法により請求を行うものとする。
 - ① 「生活保護法」（昭和25年法律第144号）の医療扶助を除いた公費負担医療については、指定医療機関等において、明細書に公費負担者番号を記載するとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審査支払機関に請求すること。
ただし、公費負担医療の受給者番号が確認できた場合には、住所の記載は不要とし、受給者番号を記載すること。
 - ② 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年12月16日法律第117号）による「認定疾病医療」と「一般疾病医療」については、指定医療機関等においてどちらかに特定できない場合が起こりえるが、どうしても特定できない場合は、当該患者に係る明細書の上部左上空欄に赤色で「原爆」と記載し、審査支払機関に請求すること。
 - ③ 「生活保護法」の医療扶助については、原則、福祉事務所に必要事項を確認の上、①の取り扱いによること。
 - ④ 「水俣病総合対策の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知）による療養費及び研究治療費の支給については、医療機関等において、明細書に公費負担番号を記載するとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審査支払機関に請求すること。
ただし、公費負担医療の受給者番号が確認できた場合には、住所の記載は不要とし、受給者番号を記載すること。
- (5) 調剤報酬等の取扱いについて
調剤報酬の請求、老人訪問看護療養費及び訪問看護療養費の取扱いについても、上

記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせを行う等により、保険者の確認を行うこととし、11月以降の調剤分については、住所又は事業所名（被用者保険の被保険者等である老人保健の医療受給者の場合は住所及び可能な場合は事業所名）を確認すること。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、磁気媒体に収録しないで紙レセプトにより請求すること。

5 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、別紙3を参考とされたいこと。

新潟県中越地震に伴う被災に関する概算
による診療報酬等請求に関する届出書

保険医療機関コード

新潟県中越地震に伴う被災に関する概算による診療報酬等の請求を行いたいのので、
次のように届け出ます。

平成 年 月 日

保険医療機関等の
所在地 及び 名称 :

開設者名 :

印

審査支払機関 殿

1 次のうち、該当するものに○を付すこと。

ア 診療録が焼失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等(10月24日以降診療
を行った保険医療機関(医科))については、同日以降の診療について通常の方
法で請求するもの)

イ 診療録が焼失又は棄損した保険医療機関(医科)であって、1ヶ月分を通して
概算による請求を行うもの

ウ ア・イ以外の保険医療機関(医科)で、新潟県内の災害救助法の適用地域に
所在し、10月24日以降に診療を行ったもの

2 上記1のイ又はウに該当する場合のみ記入すること。

[入院・外来別診療実日数]

(外来診療実日数)

1月 ____ 日 (23日以前)

____ 日 (24日以降)

(入院診療実日数)

1月 ____ 日 (23日以前)

____ 日 (24日以降)

3 上記1のイに該当するもののみ記入すること。

(1) 保険医療機関の被害状況

ア 全壊・全焼

イ 半壊・半焼

ウ その他

(2) 24日以降の患者数

入院患者数 : ア 増 イ ほぼ同じ ウ やや減 エ 大幅減

外来患者数 : ア 増 イ ほぼ同じ ウ やや減 エ 大幅減

(3) 24日以降の診療場所

ア 既存の建物

イ 近隣施設

ウ 仮設施設

エ その他 ()

4 備考

(別紙2)

被保険者証の色

政管健保	カード(表面は淡いオレンジ色)
組合健保	白 ※
船保	被保険者 若草色 被扶養者 びわ色
国共済	水色
地共済	ラベンダー色(薄紫色)
私学共済	ピンク

※ カード化されている場合の色は任意

1 災害救助法の適用となる医療

災害救助法の適用となる医療については、救護班により行われるものに限られることから、これについては、療養の給付、入院時食事療養費の支給を行う必要がなく、診療報酬支払いの対象とならない。

2 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

3 保険医療機関から避難所等に赴いて診療を行った場合

「患家の求めに応じて患家に赴き診療を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。

ただし、2人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。

また、在宅患者訪問診療料についても、「居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院により療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「居宅」に該当し算定できる。

4 仮設の医療機関等での診療行為について

保険医療機関等が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性、診療体制等から、保険医療機関等としての継続性が認められる場合には、当該診療等を保険診療等として取り扱って差し支えないこととする。

5 1から4で整理されたもの以外については、一般に保険診療として取り扱うのは困難であるが、個々の事例によって対応する。

事 務 連 絡
平成16年11月 4日

地方社会保険事務局 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部) 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

なお、この取扱いについては、関係局とも協議済みであることを申し添える。

また、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由により、医療機関に提示できない場合、受診できる取扱いとしていることについては、別紙のとおり該当県には連絡しているところであるが、被災者が該当県以外で受診する場合においても同様の取扱いであるので、御承知の上関係機関等に周知願いたい。

記

1 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2 保険調剤の取扱い

- (1) 住家の全半壊等により、服薬中の薬剤を滅失した被災者が、処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

① 交通遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。単に当該患者の主治医が診療していないというだけでは認められないこと。

② 電話、処方せん以外のメモなどで医師からの処方内容が確認できること。
また、医療機関と連絡がとれない場合であって、処方内容が安定した慢性疾患であることが薬歴などによって明らかな場合についても認めるが、その場合にあっては、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。

③ 必要最小限の調剤であること。

- (2) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せんを受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない処方せん
被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。

この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

なお、老人医療受給対象者については、さらに被用者保険、国民健康保険のいずれの加入者であるか確認し、被用者保険の加入者にあつては、可能な場合には事業所名についても確認し、調剤録に記載しておくこと。

② 保険医療機関の記載がない処方せん

処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。

なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センター、その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。

- (3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である区市町村に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、かつ調剤されたものであること。

3 訪問看護の取扱い

- (1) 老人訪問看護基本療養費及び訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）については、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について（平成14年3月8日保発第0308002号）におい

て、老人訪問看護指示書及び訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6か月を限度とする）に行った指定老人訪問看護及び指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、基本療養費の算定ができるものとする。

- ① 平成16年10月23日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。
 - ② 医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成16年10月24日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。
 - ③ 老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。
- (2) 老人訪問看護管理療養費及び訪問看護管理療養費（以下「管理療養費」という。）については、平成14年3月8日保発第0308002号通知において、利用者に係る老人訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書又は訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書（以下「計画書等」という。）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとしたこと。
- (3) 前記(1)及び(2)の取扱いは、平成16年11月末までの訪問看護としたこと。
 - (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。

事 務 連 絡
平成 16 年 10 月 26 日

新潟県福祉保健部
医 薬 国 保 課 殿
新潟地方社会保険事務局 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

新潟県中越地震の被災に伴い、被保険者証、健康手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国保の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を申立することにより、受診できる取扱いとする。

なお、その取扱いについては、遺漏なきよう関係者に周知されたい。

事 務 連 絡
平成16年10月28日

新潟県福祉保健部医薬国保課 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

新潟県中越地震により被災した国民健康保険被保険者に係る
一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて

標記については、今般の新潟県中越地震の被害の甚大さ等にかんがみ、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）について、下記内容をあらためて周知することとしたので、関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計られたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条、第77条及び第81条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第15条、第20条の5の2及び第717条の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料（税）の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができることとなっており、被災被保険者の一部負担金及び国民健康保険料（税）についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免額については、その実情に対応して調整交付金等を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免については、被保険者に対して周知徹底に努めること。

事 務 連 絡
平成16年10月28日

新潟県福祉保健部
医薬国保課 殿

厚生労働省保険局総務課
老人医療企画室

新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて

標記については、老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第3項の規定により、市町村長は、老人医療に係る一部負担金の減免を行うことができるものであるが、今回の新潟県中越地震の被害の甚大さにかんがみ、あらためて周知することとしたので、貴管下市町村及び被災した老人医療受給対象者等関係者に周知徹底を図られたい。